

## 預金者のみなさまへ

みなと銀行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます）にかかる対象となる預金について、以下の事由を異動事由として取扱いします。

### ◆休眠預金等活用法にかかる異動事由◆

- ①払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いにかかるものを除きます）
- ②手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地
- ④預金者等からの申出にもとづく預金通帳または預金証書の発行、通帳繰越もしくは記帳があったこと（未記帳取引がなかった場合は除きます）
- ⑤預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法の場合に限りします）
- ⑥総合口座規定にもとづく他の預金について前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### ◆預金種類別 休眠預金等活用法にかかる異動事由◆

対象となる預金種類	◆休眠預金等活用法にかかる異動事由◆における該当異動事由番号
当座勘定	①・②・③・④（預金通帳または預金証書の発行を除く）・⑤
普通預金	①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤・⑥
貯蓄預金	①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤
納税準備預金	①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤
自由金利型定期預金（M型）	①・③・④・⑤・⑥
自由金利型定期預金	
期日指定定期預金	
据置型定期預金	
変動金利定期預金	
通知預金	①・③・④・⑤
パーソナル通知預金「Neo」	①・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤
定期積金	①・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤
積立定期預金「つみたてっ子」	①・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤・⑥
総合口座	①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤・⑥

以上